

会計年度任用職員の報酬等不当利得返還請求事件に係る訴えの提起について

1 主旨

区の職員厚生課会計年度任用職員が、令和3年3月31日付で退職した。3月分の報酬を3月15日に支払後、病気休暇（会計年度任用職員は無給）を5日取得したため、5日分の報酬等を返還する必要があるが、本人あて連絡及び通知をしているが、未だ返還されない。このため、支払いを求めて議会の委任による区長の専決処分により訴訟を提起する。

2 争訟の内容

(1) 相手方

元世田谷区会計年度任用職員

(2) 返還請求額	令和3年3月分報酬減額	77,376円
	社会保険料等	33,768円
	合計	<u>111,144円</u>

3 主な経緯

- 令和3年3月24日 体調不良あり、年度末で退職したい旨申し出。(電話)年次有給休暇がないため25日から31日まで病気休暇となる旨説明。
- 26日 退職願及び病気休暇承認申請書受領。
返還額が確定次第返還するよう依頼。
- 4月13日 返還額確定。電話にて連絡。
- 30日 返還金について、返還額の理解が不十分であったため「会計年度任用職員報酬減額内訳書」を含め配達証明郵便で返還請求通知を送付。
- 5月以降 配達証明及び普通郵便にて返還請求通知を送付(延べ5回)。

4 今後のスケジュール(予定)

- 令和3年12月下旬～令和4年1月中旬
専決処分の決定
- 令和4年 1月 東京簡易裁判所に提訴
2月 専決処分の報告